

3 各種証明書

◆証明書一覧

証明書の種類	交付日	交付期間および注意事項
在学証明書	当日 (自動発行機)	年度末の数日間は交付できません。
成績証明書		3月下旬から9月15日まで(前年度後期分まで記載) 9月下旬から3月15日まで(当該年度前期分まで記載) ※各期末の数日間は交付できません。(ただし、4年次生については学位授与式の日から3月末日までの期間も交付します。)
卒業・修了(見込)証明書		4月10日頃から学位授与式の前日まで ※対象となるのは、最終年次生のみです。
健康診断証明書		5月中旬から翌年3月15日まで ※自動発行機で交付されるのは、健康診断項目がすべて「異常なし」の学生のみです。9月卒業の場合、卒業後に発行できません。 その他の学生は、申込書により保健管理センターへ申請⇒翌日交付
学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)		申請および使用にあたっては、下記(使用条件)に注意してください。
通学証明書		新入学生は、前期オリエンテーション初日から申込みを受け付けます。
教育職員普通免許状取得見込証明書	申込日から約1週間後	最終年次生の5月1日頃から学位授与式の前日まで ※対象となるのは、最終年次生のみです。

※申込みの場所は、いずれも学生カウンターです。

※電話やメール、FAXによる申請は受け付けません。ただし、就職活動で実家に帰省している学生については、郵送による申請を受け付けます。

※その他、各機関において様式の定められた証明書については、証明書を持参の上、学生カウンターで相談してください。

学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)使用条件

割引の内容	普通運賃の2割引(利用区間:JR線利用区間が片道100kmを超える区間)
有効期間	発行日から3ヶ月以内(在籍期間のみ使用可)
使用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・休暇、所用による帰省 ・実験実習などの正課の教育活動 ・学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動 ・就職、進学のための受験など ・学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加 ・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理 ・保護者の旅行への随行
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する際は学生証の提示が必要です。 ・他人の学割証で乗車券を購入、および学割証で購入した乗車券の他人への譲渡などの不正使用をすると多額の追徴金が課せられます。また、大学が発行停止の処分を受け、他の学生も学割証が使用できなくなりますので、絶対に不正使用はしないでください。

学割証とは別に、学生団体運賃割引制度(団体割引)があります。課外活動・ゼミ等で、学生8名以上(引率教職員1名以上)の旅行に適用され、割引率は5割です。申込は9ヶ月前から14日前までに駅窓口で行ってください。